## 社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が保 有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、本会の事業の適 正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各 号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、 記号その他の符号をいう。
  - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、 記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不 利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次の各号のいず れかの記述等が含まれる個人情報をいう。
  - (1) 本人の人種、信条、社会的身分
  - (2) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害があること
  - (3) 本人の病歴、医師等による健康診断その他検査の結果及び指導、診療、調剤が行われたこと
  - (4) 本人の犯罪の経歴
  - (5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと

- (6) 本人を罪を犯した少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護 処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと
- (7) 犯罪により本人が害を被った事実
- 4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法から見て個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。)をいう。
  - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系 的に構成したもの
- 5 この規程において「個人データ」とは、前項に定める個人情報データベース等を構成す る個人情報をいう。
- 6 この規程において「保有個人データ」とは、本会が開示、内容の訂正、追加又は削除、 利用の停止、並びに第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データを いう。ただし、当該データの存否が明らかになることにより、本人及び第三者の生命、身 体又は財産が侵害されるおそれのあるもの等を除く。
- 7 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 8 この規程において「職員」とは、本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事するすべて の者をいい、派遣職員、臨時職員等を含む。
- 9 この規程において「個人番号」とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律」の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であっ て、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをい う。
- 10 この規程において「特定個人情報」とは、前項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- 11 この規程において「特定個人情報等」とは、第9項に定める個人番号及び前項に定める特定個人情報をいう。

#### (本会の責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(利用目的の特定)

- 第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
- 2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に 認められる範囲で行うものとする。

(事業ごとの利用目的等の明確化)

第5条 本会は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、 利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものと する。

(目的外利用の制限)

- 第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用 目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 本会は、合併その他の事由により他の社会福祉協議会等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

(取得の制限)

- 第7条 本会は、個人情報を取得する場合には、利用目的を明示するとともに、適法かつ適 正な方法で行うものとする。
- 2 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、本人の同意があ

る場合や、次項の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 3 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、 本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の 同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、出版、報道等により公開されている場合
  - (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
  - (7) 第12条の規定により、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき
- 4 本会は、本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る 利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

#### (利用目的の通知等)

- 第8条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合 を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又 は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合

### (個人データの適正管理)

- 第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態 に保つものとする。
- 2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のため に必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ 適切な監督を行うものとする。
- 4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに 破棄又は削除するものとする。
- 5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、 受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

## (個人データの第三者提供)

- 第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を 委託する場合

- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定のものとの間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同 して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的 及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ 本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

#### (第三者提供に係る記録の作成等)

- 第 11 条 本会は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号の記録を作成する。 なお、前条第 1 項の特別な事由により本人の同意を得ずに第三者に個人データの提供を行った場合、次の第 2 号から第 5 号の記録を作成する。
  - (1) 本人の同意を得ている旨
  - (2) 当該個人データを提供した年月日
  - (3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
  - (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (5) 当該個人データの項目
- 2 第1項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

#### (第三者提供を受ける際の確認等)

- 第12条 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認 を行わなければならない。ただし、法令により確認を要しないとされている場合はこの限 りではない。
  - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
  - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 本会は、第1項の規定による確認を行ったときは、次の各号の記録を作成する。
  - (1) 個人データの提供を受けた年月日
  - (2) 前項の各号に掲げる事項
  - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる

事項

- (4) 当該個人データの項目
- 3 第2項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

- 第13条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。
  - (1) 本会の名称
  - (2) 全ての保有個人データの利用目的(本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合は除く。)
  - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第15条第1項若しくは第16条第1項若しく は第3項の規定による請求に応じる手続き
  - (4) 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先
- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められ たときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号の いずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - (2) 本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合
- 3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決 定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示等)

- 第14条 本人は、本会に対し、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、請求することができる。
- 2 本会は、前項の規定による請求を受けたときは、身分証明書等により本人であることを 確認のうえ、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに 該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利害を害するおそれがある場合
  - (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示を請求した本人の同意があるときは、 書面以外の方法により開示をすることができる。

4 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく 行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除等)

- 第15条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないと きは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」と いう。)を請求することができる。
- 2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令 の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内に おいて、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂 正等を行わなければならない。
- 3 本会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

# (利用停止等)

- 第16条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているとき又は第7条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。
- 2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 10 条第 1 項の規定に違 反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請 求することができる。
- 4 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

# (代理人による開示等の請求等)

- 第17条 保有個人データの開示等の請求等は、次の各号の代理人によってすることができる。
  - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
  - (2) 開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人

## (個人情報保護管理者)

- 第18条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。
- 3 事務局長は、会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する職員に委任することができる。

#### (苦情対応)

- 第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)について必要な 体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、事務局長とするものとする。
- 3 事務局長は、苦情対応の業務を職員に委任することができる。その場合は、あらかじめ 職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

#### (理由の説明)

第20条 本会は、第13条第3項、第14条第4項、第15条第3項又は第16条第5項の規定 により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をと らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対 し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(職員の義務)

- 第21条 本会の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報について正当な理由な く他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を個人 情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合に は遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するもの とする。

(その他)

第22条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成29年8月10日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

(様 式)

吉備中央町 社会福祉協議会 ( 事業)に関する個人情報取扱業務概要説明書

吉備中央町社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、(事業)にかかわる個人情報の種類等については、下記のとおりである。

個人情報の種類 (本事業において取得、 利用する個人情報)	
個人情報の利用目的	
個人情報の利用方法及び 外部(第三者)への提供	
その他の情報	
個人情報保護管理者	管理者: 担当者:
本事業の苦情対応	責任者: 担当者:

# 個人情報開示請求書

平成	年	月	B

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会 会 長 殿

 〒

 住 所

 氏 名

 生年月日

 連絡先(電話番号

吉備中央町社会福祉協議会個人情報保護規程第14条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示請求をします。

個人情報の区分			)
開示を求める項目	① 全部	② 一部(項目	)
開示の方法	① 閲覧	② 視聴又は聴取	③ 写しの交付

- (注) 1. 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
  - 2. 開示請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。 本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)

# 以下の欄には、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険被保険者証 4 その他
担当部署等	部署
備考	

## 個人情報開示決定通知書

様

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会 会 長 印

平成 年 月 日付けで開示請求をいただきましたあなたの個人情報につきましては、つぎのとおりですので、吉備中央町社会福祉協議会個人情報保護規程第14条第4項の規定により、お知らせ致します。

開示請求のあった 個人情報の区分	
開示の項目	① 全部 ② 一部(項目 )
一部開示の場合 開示しない理由	吉備中央町社会福祉協議会個人情報保護規程 第 14 条第 2 項第 号該当
開示の日時 及び場所	日時   年月日()   時午後
	場所
担当部署等	部署
備考	

- (注) 1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部署に連絡してください。
  - 2 個人情報の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。 また、次の書類を提出し、又は提示してください。
    - (1)本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)

# 個人情報非開示決定通知書

様

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会 会 長 即

平成 年 月 日付けで開示請求をいただきましたあなたの個人情報につきましては、検討の結果、次のとおり開示しないことと決定しましたので、吉備中央町社会福祉協議会個人情報保護規程第14条第4項の規定により、通知いたします。

開示請求のあった 個人情報の区分	
開示しない理由	吉備中央町社会福祉協議会個人情報保護規程 第 14 条第 2 項第   号該当
担当部署等	部署
備考	

		_	
	訂	正	
個人情報	追	加	等請求書
	削	除	
	∟ 利用	停止し	J

平成 年 月 日

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会 会 長 殿

 〒

 住 所

 氏 名

 連絡先(電話番号)

吉備中央町社会福祉協議会個人情報保護規程第 15 条及び第 16 条の規定により、次のとおり個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕を請求します。

開示を受けた年月日		年	月	日
開示内容				
(訂正・追加・削除 ・利用停止)の内容				

個人情報(訂正・追加・削除・利用停止)決定通知書

様

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会 会 長

平成 年 月 日付けで本会の保有する個人情報の訂正等の請求については、事実の確認の調査を行い、その結果、申出どおり(訂正・追加・削除・利用停止)をすることといたしましたので、吉備中央町社会福祉協議会個人情報保護規程第15条及び第16条の規定により、次のとおり通知します。

訂正等請求のあった 個人情報	
	(訂正・追加・削除・利用停止)
訂正等の内容	
訂正等年月日	年 月 日
担当部署等	部署
備考	

# 個人情報非訂正等決定通知書

様

社会福祉法人 吉備中央町社会福祉協議会 会 長

平成 年 月 日付けで本会の保有する個人情報の訂正等の請求については、事実の確認の調査を行い、その結果、(訂正・追加・削除・利用停止)をしないことといたしましたので、吉備中央町社会福祉協議会個人情報保護規程第15条及び第16条の規定により、次のとおり通知します。

*> C 40 > 20 / 10 0 0 / 10	
訂正等請求のあった 個人情報	
訂正等しない理由	
担当部署等	部署
備考	